

制定 2006-04-01	秩父生協病院	秩父一 感染-200
改訂 2024-05-22	院内感染対策指針	
主管 感染対策委員会		第5版 1/3項

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院の感染対策は、医療機関においては感染症の患者と感染症に罹患しやすい患者とが同時に存在していることを前提に、手厚い医療ケアを行う際に必然的に起こりうる患者・職員への感染症の伝播リスクを最小化することの視点に立ち、全ての患者が感染症を保持し、かつ罹患する危険性を併せ持つと考えて対処する「標準予防策」の観点に基づいた医療行為を実践する。あわせて特定の感染経路がある疾患等に対して感染経路別予防策を実施する。

また、院内感染等が発生した際は、速やかにその原因を究明し、制圧、終息を図る。

本方針は、院内感染対策活動の必要性、重要性を全職員が理解し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行えるよう基本的事項を定めたものである。

2. 感染対策委員会（ICC）

当院感染対策に関する院内全体の問題点を把握し改善策を講じるなど院内感染対策活動の中軸的な役割を担うために、病院長のもとに組織横断的な院内感染対策委員会を設置する。

感染対策委員会は、病院長、総看護長、事務長、看護師、薬剤師、臨床検査技師、リハビリ科職員、介護士経験を有する医師などの職員から構成されている。委員会は毎月1回定例日に開催する。また、緊急時、委員長は臨時委員会を開催することができる。

感染対策委員会の委員長は病院長とする。

委員会は感染に関する対策を要する事案解決のための方策を策定する。また委員会が必要と認めるときは、委員以外の会議の出席を求め、意見の聴取または資料の提出を求めることができる。

所掌業務は

- 1 院内感染の発生を未然に防止する予防策に関すること
- 2 院内感染が発生した場合における緊急対策に関すること
- 3 院内感染に関連し、職員の健康管理に関すること
- 4 院内感染防止のために必要な職員教育に関すること
- 5 感染対策全般にわたる具体的な立案・実行・評価などを行う
- 6 ICTへの助言と支援

とする。尚、委員会議事録・研修会記録は委員会メンバーが行う。

メンバーとその役割

- ①医師（院長）：院内において感染症全般に関する指導や感染予防対策を実施する上での総合的な判断を行う。
- ②看護師：診療場面において感染対策の必要な事項について情報提供する。
- ③検査技師：病院全体としての各種細菌の検出状況や薬剤感受性パターンを感染症レポートとして情報提供する。
- ④薬剤師：感染対策が必要な事項に関して、薬学的見地から情報提供する。
適切な抗菌薬の投与法などについて提案・医師に情報提供する。
- ⑤事務局：感染対策委員会のコーディネートを行い、会議の招集や会議の議事運営を行う。

制定 2006-04-01	秩父生協病院	秩父一 感染-200
改訂 2024-05-22	院内感染対策指針	
主管 感染対策委員会		第5版 2/3項

3. 感染対策チーム(CT)

ICTはICCの下部組織として、日々の感染対策の実践チームである。現場に密着した視点から自施設の問題点を把握し、優先順位を考慮しながら問題の解決を図る。

メンバー：感染管理医師 ICDを中心とし、必要部門から選出する。

医師（ICD）はICCの中心メンバーとして、さらにICTのリーダーとして自施設の問題解決のみならず、時代の要求に適切に対応できる能力が求められる。サーベイランスの実施と結果の評価、感染対策の立案と実施、評価と見直し、職員の健康管理、ICTメンバーの支援、他、地域医療全体の感染対策の改善。

看護師：サーベイランスを立案し、実践する、マニュアルの作成と改訂、隔離方法の支持と助言、コンサルテーションを通して問題の解決、職業感染対策の促進、安全で快適な療養環境と職場環境を維持する。

薬剤師：抗菌薬の院内採用基準の作成、採用抗菌薬の見直し、TDMを実施し抗菌薬の適正使用を助言、消毒薬の適正使用、医薬品の微生物汚染対策など。

臨床検査技師：検出菌状況の把握、培養結果の早期報告システム、アウトブレイクの感知と介入、必要に応じて環境や器具の培養を行い、感染源を同定する。

構成メンバーの教育研修

看護師：ICNまたはICS研修修了者が必ず含まれること

薬剤師：専門薬剤師もしくはICS研修修了者であることが望ましい

臨床検査技師：専門資格、ICS研修修了者であることが望ましい

【活動内容】

- ①コンサルテーション（感染対策相談）
- ②アウトブレイク時の介入
- ③感染対策院内ラウンド
- ④サーベイランス（手指消毒薬使用量、特殊抗生剤使用届、感染症発生率など）
- ⑤職員の健康管理・教育
- ⑥感染対策マニュアルの改訂
- ⑦院内感染情報の発信
- ⑧連携医療機関（感染対策向上加算1届出医療機関）が主催する院内感染対策に関するカンファレンスに年4回以上の参加
- ⑨連携医療機関（感染対策向上加算1届出医療機関）が主催する、新興感染症の発生等を想定した訓練に年1回以上の参加

制定 2006-04-01	秩父生協病院	秩父一 感染-200
改訂 2024-05-22	院内感染対策指針	
主管 感染対策委員会		第5版 3/3項

4. 院内感染対策に関する職員研修について基本方針

感染対策チームは講習会を年2回以上開催する。

講習会は院内感染対策に関する教育と実習を行ない、必要に応じて、全職員対象、各部門代表を対象とするもの、特定の部門を対象にするものとする。また、院外の感染対策を目的とした各種学会、研修会、講習会の開催情報を広く告知し、参加希望者の参加を支援する。

5. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染とは、病院内で治療を受けている患者が、原疾患とは別に新たな感染を受けて発病する場合を指す。なお、病院に勤務する職員が院内で感染する場合も含まれる。当院は週に1回ICTが院内ラウンドを行い、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導、マニュアルの遵守についての確認を行う。特記事項は委員会に報告する。

当院の感染情報レポートから細菌感染の検出状況を把握し、委員会報告する。

6. 院内感染発生時に関する基本方針

職員は、院内感染が発生した場合には、発生部門責任者が院内感染対策委員長に報告し、院内感染発生時連絡ルートによって連絡をし、内容によって緊急委員会を設置し、2次感染の予防、治療の方針・指示をする。また、医療に関する法律に規定される診断及び届出は基準に沿い担当医師が行う。

7. 患者に対する指針の閲覧に関する基本方針

本取り組み事項は院内に掲示し、患者さん等から求めがあった場合はこれに応じる。

8. 当院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染対策の推進のため「院内感染マニュアル」を作成し職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行う。

9. 院内感染に必要な院外からの情報活用

正確で最新の情報をより効率的に収集するために、組織的に外部情報を収集し、各部署に情報提供を行う。総務・事務は、外部からのFAXを受け取ったら院長・管理看護長に確認し、必要と認められた情報は各部署への配布を行う。職員が医療関連感染管理について情報を得たい場合は、院内のインターネットを用いて厚生労働省・国立感染症研究所・WHO・CDCガイドラインの情報検索を行う。

10. 当院の院内感染指針の閲覧に関する基本方針

本指針は秩父共有フォルダで、全職員が閲覧できる。

11. その他

職員は感染対策上の疑義が出た場合、委員会に意見を求めることができる。